

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- ……………（都市整備局市街地建築部調整課）…
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…
- 市街地再開発組合の理事長の変更……………
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩
- 建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…

告示

●東京都告示第六百五十八号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会

の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住
所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害
関係を記した書面を提出してください。

令和五年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 令和五年五月二十五日（木曜日）
午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎三階建設工事
紛争審査会室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調
整課審査担当（東京都庁第二本庁
舎三階）
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三（五三八八）三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都

建築敷地 世田谷区駒沢公園七百八十四番地一の一部
ほか

地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域、
十七メートル第二種高度地区及び十九メー
トル第二種高度地区

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 倉庫及び休憩所
敷地面積 約一四、〇三七平方メートル
建築面積 約七〇平方メートル
延べ面積 約七〇平方メートル
構造及び 鉄筋コンクリート造ほか
階数 地上一階

高さ 三・一〇メートルほか
適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

(二) 建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号

所氏名 東京都

建築敷地 世田谷区駒沢公園三千四百二十六番地の一
部ほか

地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域及
び十九メートル第二種高度地区

工事種別 休憩所
及び用途 増築
敷地面積 約一三、四七九平方
メートル 増減なし

建築面積 約二六〇平方メートル 約七二平方メートル

延べ面積 約二六〇平方メートル 約七二平方メートル

構造及び 鉄骨造
階数 地上一階 鉄筋コンクリート造

高さ 四・八六メートル 三・四〇メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

●東京都告示第六百五十九号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」
という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位
置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
いて縦覧に供する。

令和五年五月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条

令和五年四月十九日

多摩市大字落川字十九号千三百六十五番

延長 二四・五七 幅員 四・〇〇

第一項第五号の規定による道路

四の一部

幅員 四・〇〇

●東京都告示第六百六十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号

株式会社アクシオンワースデザイン

(二) 代表者氏名

代表取締役 平山 久雄

(三) 主たる事務所の所在地

新宿区西早稲田二丁目四番二十六号昌平ビル六階

(四) 免許証番号

東京都知事(1)第一〇八五四八号

(五) 免許年月日

令和四年十一月十一日

二 処分年月日

令和五年五月九日

三 処分内容

免許の取消し

四 適用条項

宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

公 告

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により南池袋二丁目C地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

重田 勝弘

二 住所

豊島区长崎四丁目七番十六号ソシエ長崎第二二〇一 号室

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年五月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

青梅市今井二丁目千九十二番

練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一 建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

調布市深大寺南町四丁目三十三番五

西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

東久留米市下里三丁目七百五

東久留米市下里三丁目二十

番一及び三千七百七十五番の各一部

中島久美子

西東京市保谷町五丁目千二百八十二番一及び同番一地先

西東京市保谷町五丁目十四番三号 名古屋一已

稲城市大字坂浜字二号百四十一番一、百四十二番、百四十三番及び百四十四番一

府中市四谷四丁目五十二番一 南建設株式会社

代表取締役 粕谷 勝彦

行 東 京 都

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定 価

本号 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社

電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

印刷所 勝美印刷株式会社

郵便番号 113-0001